

1. 商品名	<七十七>結婚・子育て資金贈与専用口座
2. 販売対象	直系尊属の祖父母等より結婚・子育て資金の贈与を受けた18歳以上50歳未満の個人 注. 前年度合計所得金額が1,000万円以下である方
3. 預入期間	2016年4月22日～2027年3月31日までの銀行営業日
4. 預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	口座開設店（東北地区の全営業店）の窓口で預入できます 注. 預入の都度、贈与契約締結等の手続が必要となります 10万円以上1,000万円以下 1円単位
5. 払戻方法	全営業店の窓口にて随時払戻します
6. 領収書等の取扱	支払日の属する年の翌年3月15日（銀行休業日の場合、前営業日）までに口座開設店へ領収書等の原本を、原則まとめて提出していただきます 注. 領収書等は、支払日と同年のものに限ります
7. 口座の解約	以下のいずれか早い日に結婚・子育て資金管理特約は終了し、本口座はただちに解約していただきます (1) 預金者が50歳に達した日 (2) 預金者が死亡した日 (3) 預金残高がなくなり、預金者と当行との間で契約終了の合意がなされた日 注. 普通預金として引き続き利用することはできません
8. 利息 (1) 適用金利 (2) 利払頻度 (3) 計算方法 (4) 税金	普通預金の店頭表示利率を適用します 毎年2月と8月の第2金曜日を決算日とし翌日に支払います 毎日の最終残高1,000円以上について付利単位100円とし、1年を365日とする日割計算とします 源泉分離課税：税率20.315%（復興特別所得税を含みます）
9. 手数料	_____
10. 付加できる特約事項	マル優の取扱いができます
11. 中途解約時の取扱い	_____
12. リスクに関する重要事項	預金保険の対象であり、預金保険の範囲内で保護されます
13. 当行が契約している指定紛争解決機関	一般社団法人全国銀行協会 連絡先 全国銀行協会相談室 電話番号 0570-017109 または 03-5252-3772
14. その他参考となる事項	・結婚・子育て資金管理特約を別途締結していただきます ・金利および結婚・子育て資金の範囲等の詳細については窓口でお問い合わせください